

町田市とスターバックスコーヒージャパン株式会社との 認知症の人にやさしい地域づくりに関する包括的連携協定

町田市（以下「甲」という。）とスターバックスコーヒージャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、市内に立地する乙の全店舗において認知症の人にやさしい地域づくりの普及活動および乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

第2条（連携・協力事項）

- 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。
 - (1) 認知症等高齢者の居場所づくりに関すること
 - (2) 認知症等高齢者の見守りに関すること
 - (3) 認知症の理解促進に関すること
 - (4) 認知症の知識や取組の普及啓発に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法、その他の条件については別途定めるものとする。
- 3 甲は、第1項各号に定める取組の一部を、乙と協議のうえ、甲が委託した事業者を実施させることができる。

第3条（役割）

- (1) 乙は、甲主催の認知症カフェ（以下Dカフェ）について、場所の提供等、日常業務に支障のない範囲で開催支援を行う。
- (2) 甲は、Dカフェに認知症当事者及びサポーターを派遣する。
- (3) 乙は、日常業務に支障のない範囲で高齢者の見守りを行い、高齢者に何らかの異変があった場合、甲へ情報提供する。
- (4) 乙は、前号の活動を行うことができなかつた場合であっても、高齢者に生じた問題等について、その責任を負わない。
- (5) 乙は、日常業務に支障のない範囲で乙の従業員が認知症サポーター養成講座を受講すること等により、認知症への理解を深め、認知症等高齢者が利用しやすい店舗運営を行う。
- (6) 乙は、日常業務に支障のない範囲で、甲と連携し、認知症関連の配布物設置や、イベントへの参加等普及啓発活動を行う。
- (7) 甲は、前各号に定めるもののほか、乙が自主的に行う認知症にやさしい地域づくりに関する取り組みに、乙の求めに応じて甲が制作したロゴマーク等を提供する。

第4条（費用）

甲及び乙は、協力事項を実施するに当たり、本協定に基づいて各当事者が主体となつて行う活動、及び各当事者の役割となっている活動に係る費用について、それぞれ各当事者が負担することに合意する。

第5条（関係法令等の遵守）

甲及び乙は、協力事項を実施するに当たり、本条に記載の要領で、適用される関係法令及び、甲及び乙の内部規定を遵守するものとする。

- (1) 甲及び乙は、協力事項の実施に当たり適用される関係法令、ガイドライン等があればこれを遵守しなければならない。
- (2) 甲及び乙は、協力事項の実施に当たり適用されるそれぞれの内部規定等遵守依頼があればこれに協力する。

第6条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - (3) 法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、本協定が第10条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

第7条（公開等）

- 1 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、連携・協力事項の実施に際しその様子を自ら又はメディア等の第三者をして取材、写真撮影、録音等してはならないものとする。
- 2 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、本協定及び連携・協力事項に関する一切の事項について、ウェブサイトへの掲載、発表、周知その他目的・態様を問わず公開等してはならないものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定が、乙が所有又は権利を有する社名、商標、名称、ロゴ、マーク等（以下、「知的財産権等」という。）の使用権その他何らの権限を甲に付与するものではないことを確認する。乙が甲に対し、知的財産権等に関する清刷り等の印刷物やロゴデータ等を貸与又は使用許諾する場合、甲は、別途乙所定の「知的財産権等に関する念書」を乙に提出しこれに従うものとする。

第8条（協定の変更、見直し）

甲及び乙は、甲又は乙のいずれかから相手方当事者に協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定の変更ができるものとする。ただし、かかる変更は、書面により合意されない限り、効力を生じない。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合は、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合は、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙又は甲、乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙又は甲、乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

第10条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から2020年3月31日までとし、期間の満了1か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

第11条（疑義等の解決）

本協定の実施に関し必要な事項、及び本協定に定めのない事項は、甲乙協議の上別途定める。ま

た、甲乙間で本協定の解釈等につき疑義又は紛争が生じたときは、両者誠意を持って協議し解決に努める。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月10日

甲：東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市

町田市長 石坂丈一

乙：東京都品川区上大崎二丁目25番2号

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

代表取締役 水口 貴文